



# 鳥取県公報

平成 26 年 8 月 26 日 (火)  
第 8 6 2 7 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (630) (環境立県推進課) . . . . . 2
	保安林の指定の解除予定 (631) (森林づくり推進課) . . . . . 2
	県道の区域の変更 (632) (道路企画課) . . . . . 2
	県道の供用の開始 (633) (〃) . . . . . 3
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (2 件) (634・635) (治山砂防課) . . . . . 3
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (636) (西部総合事務所地域振興局) . . . . . 4

# 告 示

## 鳥取県告示第630号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年8月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県EV・PHVタウン構想検討会	鳥取県EV・PHVタウン構想に関する事項	平成26年8月26日から 平成27年3月31日まで	環境立県推進課

## 鳥取県告示第631号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年8月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市河原町山手字堤谷上分620の1・字笹谷上分624の1から624の3まで・河原町高福字高谷平702の2・702の8（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する）

## 鳥取県告示第632号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成26年8月26日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成26年8月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)

御熊白兔線	変更前	鳥取市御熊字細廻り 623-1 地先から同市内海中字上山田 991 地先まで	9.1~28.1	204.0
	変更後	鳥取市御熊字細廻り 623-1 地先から同市内海中字上山田 991 地先まで	8.3~30.2	233.0
		鳥取市御熊字細廻り 621 地先から同市内海中字上山田 996 地先まで	9.1~27.1	122.0

**鳥取県告示第 633 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成 26 年 8 月 26 日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目 220）において一般の縦覧に供する。

平成 26 年 8 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
御熊白兔線	鳥取市御熊字細廻り 623-1 地先から同市内海中字上山田 991 地先まで	平成 26 年 9 月 1 日

**鳥取県告示第 634 号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成 26 年 8 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 名称

足山地区急傾斜地崩壊危険区域

## 2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 13 号までを順次に直線で結んだ線及び標柱 1 号と標柱 13 号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市足山字磯田 28-5 地先道路	1 号
鳥取市足山字東山 229-2	2 号
鳥取市足山字東山 230	3 号
鳥取市足山字東山 229-1	4 号
鳥取市足山字南稻場 131-1	5 号
鳥取市足山字南稻場 131-2 地先道路	6 号
鳥取市足山字大所 110-2 地先水路	7 号
鳥取市足山字家ノ前 165-3 地先水路	8 号
鳥取市足山字家ノ前 169-1 地先道路	9 号

鳥取市足山字屋敷201地先道路	10号
鳥取市足山字屋敷181地先道路	11号
鳥取市湖山字南二丁目860地先道路	12号
鳥取市湖山字南二丁目456-2地先道路	13号

### 鳥取県告示第635号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年8月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 名称

富枝地区急傾斜地崩壊危険区域

#### 2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
八頭町富枝字大石垣216	1号
八頭町富枝字向山558	2号
八頭町富枝字向山551	3号
八頭町富枝字下山根261-1地先水路	4号
八頭町富枝字下山根266地先道路	5号
八頭町富枝字上山根235-21	6号及び7号
八頭町富枝字上山根235-16	8号
八頭町富枝字大石垣220-10	9号

### 鳥取県告示第636号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成26年10月5日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年8月26日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

#### 1 申請のあった年月日

平成26年8月5日

#### 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人ライセンスワーク

#### 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

神戸 貴子

- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
米子市

- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、社会貢献をしたいと思う子育て中の看護師や退職した看護師、介護士、保育士などに対して、有償職業紹介に関する事業を行い、医療、福祉系の有資格者の不足解消に寄与することを目的とする。